

氏名	うめだ ちひろ 梅田 千尋
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	文 博 第 237 号
学位授与の日付	平成 15 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	文学研究科日本史学専攻
学位論文題目	近世陰陽師集団と本所土御門家の研究

(主 査)

論文調査委員 教授 藤井讓治 教授 鎌田元一 教授 勝山清次

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近世日本において陰陽師と総称された呪術的民間宗教者の存在形態を明らかにし、彼らを支配した公家の土御門家との関係を通して、近世本所支配の構造を解明しようとしたものである。

近世の民間宗教者に関する先行研究は数少ない。寺社を主な対象としてきた宗教史分野においても、政治的身分の編成を中心的な課題としてきた身分論においても、少数例として捨象されてきた存在であった。一方、民俗学・芸能史などの領域では古くから取り上げられてきたが、いずれも地誌や文芸資料などの二次的な情報に依拠する断片的なものであり、時期的にも中世からの連続性が重視されて、近世社会における歴史的存在として捉える研究は極めて少なく、その具体的存在形態については、殆ど未解明であった。しかしながら、社会史研究の深化、近年の多様な社会集団を対象とする身分論の展開、また、公家家職に基づく職能民編成といった朝廷権威の問題など、改めて近世社会における民間宗教者研究の必然性は高まっている。

本論文は、陰陽師集団の元に伝来した新発見の史料群をも含む一次史料に基づき、この未解明の社会集団の姿を明らかにして、如上の研究史の要請に応えるものである。

本論文は、研究史を整理した序論、本論の第Ⅰ部から第Ⅲ部、結語とからなる。Ⅰ～Ⅲ部では、それぞれ、都市を拠点とし、本所経営に深く関わった例(洛中の陰陽師集団)・朝廷周辺の地下官人社会に属した例(禁裏陰陽師大黒松大夫)・農村部における陰陽師村(山城歴代組陰陽師)という、特徴的な陰陽師集団に関わる文書を精査し、畿内を中心に地域ごとの詳細な事例を明らかにした。いずれの事例においても、近世前期から幕末期に至る時期を扱っており、中世職能民としての性格を残す陰陽師集団が、土御門家支配を経て変容する経過を描いている。

本論文第Ⅰ部では、中世倡門師集団からの連続性をもつ京都洛中の陰陽師集団と本所土御門家との関係を軸に、本所支配の実体化・機能的深化を論じ、その時期的展開を以下のように設定した。

近世初期の土御門家による陰陽師支配が、寛文～天和期（17C後期）に公家社会内部で活発化した家職の確立、および吉田・白川家による神道支配の確立への土御門家からの対抗、という動きを契機として成立したものであることをふまえ、近世前期に土御門家と競合する陰陽師集団が存在したことも確認して、当該期の陰陽師支配が名目的なものであり、実態的には局地的な支配にしか至っていないことを明らかにした。そして、そのなかで、当時の京都陰陽師の本所からの自立性を指摘した。こうした京都陰陽師集団性格については、近世初期に御所近辺に存在した「陰陽師の町」とその解体に、集住していた陰陽師共同体の地縁的関係の消失をみ、職能的共同体としての近世陰陽師集団再編の契機となったことを指摘した。また、「組」単位で編成されて土御門家の配下に属しながらも自治的性格を持ち、本所から自立して旦那場などの家職的所有を担保した陰陽師集団の機能について分析した。こうした存在形態に変化が見え始めるのが宝暦期（18C中期）である。この時期の土御門家の家政機構について検証し、本所役人に「譜代陰陽師」とされる者が含まれているものの、京都陰陽師集団との日常的関係は希薄であることを明らかにした。さらに、当時の土御門家が直面した問題として、各地の領主が

本所に要求し始めた宗教者の移動管理・人別掌握の問題が存在することを指摘した。

この変化は、天明期（18C後）の土御門家の機構改革と、陰陽師の再編をもたらした。天明4年（1784）には土御門家から各地に陰陽師に「御政道改」の触書が出されたが、その内容は、土御門家による陰陽師の人別掌握深化や、土御門家の本所機構としての拡大、及び、本所職務の拡大であった。さらに、陰陽師集団の内、従来の小頭層が「古組」として本所役人に準ずる役職に就任しており、本所が土御門家の家政機関から地元京都の陰陽師集団も含み込んだ陰陽師役所として成長する起点となったのである。従来、陰陽師組織拡大の画期としては、寛政3年（1791）の陰陽師支配全国触という幕府政策が指摘されてきたが、本論では、本所内部の機構改革を指摘することで、より内在的な性格変化を明らかにしたのである。また、寛政期以降の動向についても、大坂での拠点設置、全国の触頭に対する統制強化といった諸側面で、古組層を中心とする陰陽師の活躍があったことを明らかにし、さらに、幕末期には、土御門家の家司層が旧古組を中心とした構成になっていることを明らかにした。

第II部で取り上げたのは、宮中行事に参加した禁裏陰陽師・大黒松大夫家の事例である。大黒家は、禁裏年中行事の一つである三毬打のうち、囃役を差配したが、本論では、従来ほとんど不明とされてきた大黒の職掌・制度的位置といった存在形態を解明するとともに、彼らとその属した諸集団との関係が、近世中後期を通じて変容する経過を検証したものである。

従来、中世の散所唱門師研究において知られてきた大黒松大夫は、幕藩体制下においては、禁裏の行事役人として地下官人身分に属し、民間宗教者としての職分から陰陽師集団に属する、両属的・重層的存在であった。また、大黒は、三毬打行事執行のために下役人と呼ばれる参仕者を編成していた。この下役人の様態は、近世を通して、大きく変化している。本論では、明和5年（1768）以前の時期には、陰陽師を中心に組織されていた下役人が、やがて、鍛冶職人等の非宗教者である町人によって代替されるようになり、さらに、安政5年（1858）以降になると、下役人が御所の御用提灯を使用できる特権的役職として再編され、大黒を頂点とする貢納金徴収の制度も併せて整備された、という三段階の推移を明らかにした。

さらに、三毬打下役人再編の背景として、大黒自身の帰属集団との関係の変容を明らかにした。つまり、幕藩制下での帰属の二重性が、文化期以降の陰陽師組織拡大によって問題化したため、陰陽道組織の成員ではなく地下官人として帰属を重視した大黒は、その存在基盤の安定を図って、三毬打下役人の再編を行うに至ったという因果関係を指摘した。以上、本論文で明らかにした事象は、地下官人・陰陽道組織の本所役人という属性を持った宗教者が、近世後期に浮上した朝廷権威の分与者として、新たな関係の構築を図った一例と考えられる。

第III部では、山城国綴喜郡の歴代陰陽師居村の事例から、村落社会における民間宗教者としての陰陽師の存在形態と、彼等に対する土御門家支配のもたらした意義について考察した。

まずは、地域社会との関わりについて。本論に登場する陰陽師村は、中世の荘園（朱智庄）を母体とし、近世に至ってなお神事や宮座を介して結ばれていた普賢寺郷という郷村において、「キヨメ」的役割を担い、差別の対象となった村の内の一つである。これは、荘園・郷村という枠組みの中で、集落の成立が見られたことを意味するが、近世に入ると、領主からは陰陽師も百姓身分として把握された。また、陰陽師集落は本村に従属する枝郷として位置付けられていたが、村の経済状況を示す石高分析からは、陰陽師である組頭家の、本村を凌ぐ富の集積が明らかとなり、同氏が枝郷庄屋であった事実とともに、本村一枝郷という序列が、陰陽師村に対する決定的な支配となりえない側面を指摘した。こうした陰陽師村と本村とは、村落間の序列をめぐる争論を構えることとなった。本論では、土御門家の許状による陰陽師らの名字・帯刀が、本村側の訴えによって差し止められた事例を以て、土御門家による支配は、地域社会においては影響を及ぼし得なかったことを示している。

ついで、陰陽師組織の中での、陰陽師集落の位置づけを捉え、陰陽師組織化の諸段階と陰陽師との関わりを追った。近世後期、陰陽道組織は膨張を続け、比較的古くから土御門家配下だった集落でも、組頭家の者が陰陽師組織の重職に就くなど、触頭層として富裕化していった様子が跡づけられる。殊に寛政3年（1791）、土御門家の陰陽師支配に関する幕令が発布され、土御門家による編成が法的効力を増すという画期を迎えて、陰陽師を取り巻く環境が変化したこともわかった。彼らは、歴代組の前身となる婚姻関係で結ばれた「仲間村」の一員であったが、その「仲間村」が寛政年間以降、貢納金の徴収単位として組織されたのである。

歴代組については、古くから多くの論考があり、かれらが土御門家主宰の宮廷陰陽道に参加する特権を持った陰陽師であったことは知られていたが、そもそも歴代組が特定の明確に定義された集団なのか、陰陽師としての地位を表わす形容詞的な呼称なのかという実態面は、不明であった。本論では、嘉永年間に河内の陰陽師村で起こった陰陽師の身分をめぐる争論が端緒となって、寺社奉行による歴代組の公式な確認がなされていること、この時に河内・摂津を中心に歴代組の村名と人数を示した文書が届け出られていることも、明らかにした。そして、この争論の時点で歴代組が古くからの土御門家配下であるといった自らの由緒を語る言説が定着していることに注目し、この争論が、歴代組の名称と由緒の確立の契機となった事実を指摘した。

最後に、陰陽師への賤視という問題を取り上げた。政治的賤民ではなかった陰陽師が差別をうけた理由を探ることが、近世における呪術者の排除を理解するうえで重要な要素であると考えたのである。ここでは、彼等に対する賤視が、機能による蔑視というよりは、種姓的な「筋目」＝血筋そのものへの忌避として周囲の百姓に意識されていること、それゆえに「ケガレ」観に基づく習俗的差別の対象となっていることを指摘した。さらに、そうした状況に対し、陰陽師が土御門家の権威を利用することによって異義を申し立て、賤視と排除からの脱却を図っていた姿を、訴訟の文言から描き出した。

補論「江戸時代の清明霊社祭」では、本論部（Ⅰ～Ⅲ部）では殆ど触れることの出来なかった本所土御門家の宗教・祭祀上の機能について、清明霊社祭の事例をもとに考察した。江戸時代には、土御門家の祖・安倍清明の死後七百五十・八百・八百五十年にあたる年に陰陽道祭が行われていた。この大祭では、本所土御門家を中心に「清明遺跡」とされた各地の寺社との間に史蹟を媒介とした関係が生じ、祭祀の連携が行われてゆく。また、大祭では、霊宝の開帳や諸人参詣というかたちで、開かれた場としての本所が出現した。補論は、本論部では抽象的な場として扱った本所土御門家の姿を、非日常的ながら可視的に再現するものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本近世における陰陽師の存在形態を明らかにするとともに、彼らと彼らを支配した本所土御門家との関係を通して、近世本所支配の構造を解明しようとするものである。全体は、最初に序論を置き、本論を3部10章に分ち、補論1編を加え、最後に結語を配している。

序論では、研究史を総括し、近年の身分制研究の動向を踏まえつつ課題を提示する。第Ⅰ部では近世において陰陽師を支配した本所土御門家と洛中の陰陽師を、第Ⅱ部では禁裏三毬打役人である禁裏陰陽師大黒松大夫を、第Ⅲ部では山城国綴喜郡農村部の陰陽師集団を、分析する。

近世陰陽師の研究は、民俗学や芸能史の分野では戦前から一定の蓄積があるが、その分析にあたって利用された史料は、いずれも地誌や文芸資料などの二次的なものが中心であり、一次史料を利用した分析はほとんどない。また陰陽師は芸能史研究において民間宗教者の一つとしてしばしば取り上げられてはいるが、その大半は中世社会におけるものであり、近世社会における歴史的存在としての分析は極めて少なく、具体的存在形態については未解明といってよい。一方、ここ10年あまりの間に、多様な社会集団を積極的に取り上げ、近世身分論を構築しようとする動向があり、また近世朝廷研究の一環として公家家職に基づく職能民編成への関心の高まりがみられる。

本論文は、こうした動向のなかに位置づくものであるが、その最も大きな特徴は、論者自ら見いだした史料も含め、一次史料を博捜し、それを丹念に読み解くことで、近世陰陽師の具体像を描き出した点にある。

第Ⅰ部では、中世倡門師集団からの連続性をもつ京都洛中の陰陽師集団と本所土御門家との関係を軸に本所支配を分析し、近世前期には、土御門家が陰陽師の本所として成立するものの、土御門家と競合する自治的陰陽師集団が洛中に存在すること、18世紀末には土御門家の機構改革がなされ、天明4年（1784）に土御門家から各地の陰陽師に「御政道改」の触書が出されたことで土御門家による陰陽師の人別掌握が深化し、陰陽師集団内の小頭層が本所役人として編成されることで、土御門家の家政機構が陰陽道役所と転化したことを、明らかにした。最後の点は、土御門家による陰陽道組織拡大の画期が寛政3年（1791）に出された陰陽道支配についての幕府全国触にあるとしてきた通説に対し、本所自身の内面的な性格転換がこの触に先行してあったことを主張するものであり、本論文がはじめて注目した点である。

第Ⅱ部では、論者が新たに見いだした禁裏陰陽師大黒松大夫の文書を主要な史料として用い、中世の散所唱門師として知られてきた大黒松大夫が、幕藩体制下においては地下官人身分に属するとともに、民間宗教者としての職分からは陰陽師集団に属するという両層的・重層的存在であったこと、また禁裏三毬打執行にあたって大黒が編成していた下役人が、18世紀半ばに陰陽師から非宗教者である町人によって代替されるようになり、19世紀半ばには御所の御用提灯を使用できる特権的役職として再編されたこと、さらに三毬打下役人再編の背景として幕藩体制下での帰属の二重性が19世紀初頭以降の陰陽道組織拡大によって問題化するなか、大黒は陰陽道組織の成員から地下官人へと重心を移すことでその存続を図ったこと、を明らかにした。

第Ⅲ部では、山城国綴喜郡の歴代組陰陽師村を取り上げ、この村の陰陽師たちは、領主からは百姓身分として把握されたが、この村を含む普賢寺郷においては「キヨメ」的役割を担い、差別の対象となっていたこと、また、本村に従属する枝郷として位置付けられた集落ではあるが、経済的には本村を凌ぐ者が現れまた庄屋が置かれるなど、本村による一方的支配は貫徹していないこと、いっぽう本所土御門家が認可した陰陽師への名字帯刀が本村の訴えで否定されたように、土御門家の支配も地域社会を規定するほどの影響を持ち得なかったこと、比較的古くから土御門家の配下であった陰陽師は、近世後期、組頭家当主が陰陽師組織の重職に就くなど、土御門家との関係をいっそう強めていったこと、また婚姻関係で結ばれた「仲間村」が、寛政年間以降、貢納金の徴収単位として組織されたこと、従来の研究で土御門家主宰の宮廷陰陽道に参加する特権を持った陰陽師を「歴代組」と呼んできたが、その公認は嘉永期に寺社奉行によってなされたこと、を明らかにした。

さらに政治的賤民ではなかった陰陽師への賤視は、職能による蔑視というよりは、種姓的な「筋目」＝血筋そのものへの忌避として周囲の百姓に意識され、それゆえに「ケガレ」観に基づく習俗的差別の対象となっていたこと、こうした状況に対し陰陽師たちは土御門家の権威を利用することによって賤視からの脱却を図ったと論じる。

以上述べてきたように、本論文は、新発見の史料を含め原文書を克明に読み解くことによって、近世における陰陽師の多様な姿を、近世の全時期を対象として極めて豊かに描き出したものであり、高く評価すべきものである。しかし、問題がないわけではない。用語や概念が十分吟味されないまま使用されている場合がみられ、論証における用語や概念をより厳格なものとするのが求められる。また、本論文では近世陰陽師の具体的姿を多様に描いてはいるが、それが近世社会全体のなかでどのような位置を占めるのかは、なお論じられていない。これらの問題が、論者の今後の努力によって克服されることを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2003年1月8日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。